

山口市地域包括支援センター運営協議会設置要綱

(目的)

第1条 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の46に規定する地域包括支援センター（以下「センター」という。）の設置、運営及び評価等に係る必要な事項を審議し、センターの公正かつ中立的な運営を図るため、山口市地域包括支援センター運営協議会（以下「運営協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 運営協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) センターの設置等に関する次に掲げる事項の承認に関すること。
 - ア センターの担当する地域の設定
 - イ センターの設置、変更及び廃止並びにセンターの業務の委託先法人の選定又はセンターの業務の委託先法人の変更
 - ウ センターの業務の委託先法人の予防給付に係る事業の実施
 - エ センター設置者の申請により指定を受ける指定介護予防支援事業者が実施する指定介護予防支援について、その一部を委託できる指定居宅介護支援事業者の選定
- (2) センターの行う業務に係る方針に関すること
運営協議会は、包括的支援事業の委託する場合に示す地域包括支援センター設置運営方針が適切かどうか、意見を述べるものとする。
- (3) センターの運営に関すること。
 - ア 運営協議会は、毎年度、センターより次に掲げる書類の提出を受けるものとする。
 - (ア) 当該年度の事業計画書及び収支予算書
 - (イ) 前年度の事業報告書及び収支決算書
 - (ウ) その他運営協議会が必要と認める書類
 - イ 運営協議会は、前号の方針に基づき、事業が適切に実施されているかどうか、必要な基準を作成した上で、定期的に又は必要な時に、事業内容等を評価するものとする。この場合、事業報告書のほか、次に掲げる点を勘案するものとする。
 - (ア) センターが作成する介護予防ケアプランに位置づけたサービスが、正当な理由なく特定の事業者が提供するサービスに偏っていないか。
 - (イ) センターにおける介護予防ケアプランを作成する過程において、特定の事業者が提供するサービスの利用を不当に誘引していないか。
 - (ウ) 要介護者への指定介護予防支援事業所の紹介を公正・中立に行っているか。
 - (エ) 介護予防支援の委託先が、正当な理由なく特定の指定居宅介護支援事業所に偏っていないか。
 - (オ) 介護予防支援を指定居宅介護支援事業所に委託するにあたり、委託先の業務に支障のない範囲で委託しているか。
 - (カ) 事業計画の進捗状況はどうか。

- (キ) 地域連携の仕組みづくりが適切に実施されているか。
 - (ク) 介護支援専門員への支援が適切に実施されているか。
 - (ケ) 高齢者虐待対応や権利擁護対応について、市町村と連携して適切な対応が取られているか。
 - (コ) 市はセンターに対して適切な支援を実施しているか。
 - (サ) その他運営協議会が地域の実情に応じて必要と判断した事項
- (4) センターの職員の確保に関すること。
運営協議会は、センターの職員を確保するため、必要に応じ、運営協議会の構成員や、地域の関係団体等の間での調整を行う。
- (5) 地域の連携・支援体制等に関すること。
運営協議会は、地域における介護保険以外のサービス等との連携体制の構築、包括的支援事業を支える地域資源の開発、その他の地域の支援体制等に関する事項であって運営協議会が必要と判断した事項を行う。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、運営協議会がセンターの公正及び中立性を確保する観点から必要であると判断した事項に関すること。

(組織)

第3条 運営協議会は、委員35人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 介護保険のサービス事業者及び医療・保健・福祉に係る職能団体の関係者
- (2) 介護保険の被保険者、介護保険の利用者
- (3) 介護保険以外の地域資源や地域における権利擁護・相談事業等を担う関係者、地域における連携・支援体制の関係者
- (4) 前各号に掲げるもののほか、センターの公正及び中立性を確保する観点から必要と認められる者

(会長)

第4条 運営協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長に事故あるときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(運営)

第5条 運営協議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席又は資料等の提出を求めることができる。

(任期)

第6条 委員の任期は3年とする。ただし、委員が任期途中で辞任した場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(庶務)

第7条 運営協議会の庶務は、山口市健康福祉部高齢・障がい福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、運営協議会の運営等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成18年2月2日から施行する。

(任期の特例)

2 この要綱の施行の日以降最初に委嘱する委員の任期は、第6条第1項の規程にかかわらず、平成18年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年1月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年11月1日から施行する。

(任期の特例)

2 この要綱の施行の日における委員の任期は、改正前の要綱第6条第1項の規定にかかわらず、平成25年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。